



公 告

下記の業務委託について、一般競争入札を執行しますので、藤枝市財務規則（昭和 52 年藤枝市規則第 11 号）第 122 条の規定に基づき公告します。

令和 8 年 1 月 15 日

藤枝市長 北 村 正 平



1 入札執行者

藤枝市長 北村正平（受注者 課税課長）

2 担当部局

〒426-8722 藤枝市岡出山一丁目 11 番 1 号

藤枝市 財政経営部 課税課（藤枝市役所西館 2 階）

電 話 番 号：054-643-3279

F A X 番 号：054-643-3125

メールアドレス：kazei@city.fujieda.lg.jp

3 競争入札に付する事業

（1）入 札 番 号

藤課入第 10 号

（2）業務委託名

藤枝市被災者生活再建支援システム及び家屋間取図保守業務委託

（3）施 行 箇 所

藤枝市管轄施設内

（4）発 注 仕 様

別紙 1 仕様書のとおり

（5）契 約 期 間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日まで

（地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約）

（6）契 約 条 項

別紙 2 契約書（案）のとおり

4 入札参加資格

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 7・8 年度藤枝市物品の製造等入札参加資格又は、藤枝市建設関連業務委託（コンサルタント）の入札参加資格を有している者であること。

（3）別紙 3－1「被災者生活再建支援システム機能要件」、別紙 3－2「被災者生活再建支援システ

ム動作要件」に示す要件の全てに対応可能であること。

- (4) データセキュリティ対策及び別紙4「個人情報取扱特記仕様書」に係る以下のア～ウに掲げる全ての認証を受けている者であること。

ア JIS Q 27001/ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 又は、JIS Q 15001 (プライバシーマーク)

イ JIS Q 20000 (IT サービスマネジメントシステム)

ウ JIS Q 27017 (クラウドサービスセキュリティー)

- (5) 次に掲げる資格のいずれかを有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。

ア 技術士 (情報工学部門)

イ 情報処理技術者試験 (高度試験に属するもの)

ウ 測量士 (管理技術者のみ)

エ 空間情報総括監理技術者 (照査技術者のみ)

- (6) 次のアからオのいずれにも該当しないものであること。

ア 役員等 (個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)

が暴力団員等 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下各号において同じ。)) であると認められる者。

イ 暴力団 (暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不正に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」(平成28年3月11日藤枝市長決定) 第2条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第3条に規定する合理的配慮の提供について留意し、障害のある方に対して適切な対応を行う者であること。

5 仕様書の配布期間、配布場所、配布場所

- (1) 配布期間

令和8年1月15日 (木) から令和8年1月19日 (月) まで

- (2) 配布場所

藤枝市ホームページ

- (3) 配布方法

藤枝市ホームページよりダウンロード

6 入札参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する場合には次により申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならな

い。なお、申請書の作成並びに申し込みに係る費用は、提出者の負担とする。

(1) 提出期間

令和8年1月15日(木)から令和8年1月21日(水)

午前8時30分から午後5時15分まで(土曜・日曜・祝日を除く)

(2) 提出場所

藤枝市 財政経営部 課税課(藤枝市役所西館2階)

メールアドレス:kazei@city.fujieda.lg.jp

(3) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

※ 契約印(本市の入札参加資格申請において使用印鑑として届け出した印)の押印省略を認める。

イ 上記4(4)に掲げるすべての認証を受けていることが確認できる証書の写し

ウ 上記4(5)に示す管理技術者及び照査技術者に係る資格を確認できる書類の写し

(4) 提出方法

持参又は電子メールで提出すること。

7 入札参加資格の確認結果通知

(1) 入札参加資格の確認の結果は、令和8年1月23日(金)までに入札参加資格確認通知書により通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、次に掲げるところにより、その理由について、書面により説明を求めることができる。なお、書面については、契約印の押印省略を認める。

ア 受付期間

令和8年1月26日(月)から令和8年1月27日(火)

午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所

藤枝市 財政経営部 課税課(藤枝市役所西館2階)

ウ 書面の提出方法

持参又は電子メールで提出すること。

エ 回答

令和8年1月28日(水)までに行う。

8 入札・仕様書等に対する質問等

入札・仕様書等に関し質疑がある場合は、別紙5「質疑書」に必要事項を記入すること。

電子メールの場合は、件名を「藤枝市被災者生活再建支援システム及び家屋間取図保守業務委託質疑について」とし、質疑書の着信を電話で課税課に確認すること。

なお、提出期限までに到着しなかった質疑については、いかなる理由であっても回答しない。

(1) 提出期限

令和8年1月19日(月)午後5時15分まで

(2) 提出場所

藤枝市 財政経営部 課税課 (藤枝市役所西館 2 階)

(3) 提出方法

持参又は電子メールで提出すること。

(4) 質問に対する回答

令和 8 年 1 月 21 日 (水) 午後 1 時までに、回答書を藤枝市ホームページに掲示する。

(5) 入札に関する説明会

開催しない。

9 入札手続き等

(1) 入札執行日時

令和 8 年 1 月 29 日 (木) 午後 3 時 30 分から

(2) 入札執行場所

藤枝市岡出山一丁目 11 番 1 号 藤枝市役所西館 5 階 第 2 委員会室

(3) 入札方法

ア 入札は、持参で行うものとし、郵送または電子メールによる入札は認めない。

イ 入札書等の提出書類及び提出方法は、(5) 及び (6) に示すとおりとする。

ウ 入札執行日時以降に提出した書類は無効とする。

エ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 入札執行回数は 2 回を限度とする。

カ 1 回目の入札で落札者がいない場合には 2 回目の入札を実施するが、入札執行場所にいない入札者は、2 回目の入札に参加できない。

キ 開札には、入札事務に関係のない藤枝市職員が立ち会うこととする。

(4) 入札金額

入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とする。

(5) 提出書類

入札書、入札参加資格確認通知書の写し、委任状 (代理人が入札する場合)

※ 契約印及び代理人の印 (代理人が入札する場合) を必ず押印すること。

(6) 提出方法

入札執行日時に入札執行場所へ持参し、入札箱に投入すること。

(7) 最低制限価格

なし

(8) 入札保証金

免除

(9) 契約保証金

免除

(10) 前払金

なし

(11) 藤枝市被災者生活再建支援システム及び家屋間取図保守業務委託契約入札心得は、藤枝市ホームページ (各課のページ・課税課) に掲載する。入札参加者は遵守すること。

(12) 入札の無効

無効となる入札については、藤枝市被災者生活再建支援システム及び家屋間取図保守業務委託契約入札心得の定めによる。入札参加資格を確認された者であっても、その後に入札参加資格がないことが明らかになったときはその者がした入札は無効とする。

(13) 落札者の決定

落札者の決定については、藤枝市被災者生活再建支援システム及び家屋間取図保守業務委託契約入札心得の定めによる。

(14) 不落随意契約

限度とする回数の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約に移行し、最低価格をもって入札した者から見積書を徴収し、予定価格の制限の範囲内で決定する。ただし、最低価格をもって入札した者が随意契約を希望しない場合は、この限りではない。

(15) 契約書作成の要否

要（落札決定の日から起算して7日以内に契約を締結しない時は、その落札は効力を失う。ただし、市長がやむを得ない理由が認めた場合は、その期間を延長することができる。）

(16) 業務カルテ（TECRIS 又は PUBDIS 登録）の要否

要

10 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

このように、我が国は、国際社会の中で、自国の利益を追求するだけでなく、他国の利益を尊重し、国際法の原則に基づいて行動する必要がある。特に、アジア太平洋地域においては、経済的・政治的・文化的な多様性を尊重し、相互理解と協力を促進することが重要である。

(2) 経済的協力

我が国は、アジア太平洋地域における経済的協力を促進するために、APEC（アジア太平洋経済協力会議）やASEAN（東南アジア諸国連合）などの国際機関と協力している。特に、貿易の自由化と経済的統合を推進し、持続可能な成長を実現することが目標である。

(3) 政治的協力

我が国は、アジア太平洋地域における政治的協力を促進するために、ASEAN（東南アジア諸国連合）やAPEC（アジア太平洋経済協力会議）などの国際機関と協力している。特に、民主主義の確立と人権の尊重を促進し、平和と安定を実現することが目標である。

(4) 文化的協力

我が国は、アジア太平洋地域における文化的協力を促進するために、ASEAN（東南アジア諸国連合）やAPEC（アジア太平洋経済協力会議）などの国際機関と協力している。特に、文化交流の促進と相互理解の深化を推進し、多文化共生を実現することが目標である。

(5) 環境協力

我が国は、アジア太平洋地域における環境協力を促進するために、ASEAN（東南アジア諸国連合）やAPEC（アジア太平洋経済協力会議）などの国際機関と協力している。特に、環境保護の強化と持続可能な開発を推進し、地球環境の保全を実現することが目標である。

(6) 安全保障協力

我が国は、アジア太平洋地域における安全保障協力を促進するために、ASEAN（東南アジア諸国連合）やAPEC（アジア太平洋経済協力会議）などの国際機関と協力している。特に、平和維持活動の強化と国際法の原則に基づいて行動することを目指す。

(7) 人道協力

我が国は、アジア太平洋地域における人道協力を促進するために、ASEAN（東南アジア諸国連合）やAPEC（アジア太平洋経済協力会議）などの国際機関と協力している。特に、人道援助の提供と国際法の原則に基づいて行動することを目指す。

(8) 科学技術協力

我が国は、アジア太平洋地域における科学技術協力を促進するために、ASEAN（東南アジア諸国連合）やAPEC（アジア太平洋経済協力会議）などの国際機関と協力している。特に、科学技術の発展とイノベーションの促進を推進し、持続可能な成長を実現することが目標である。

(9) 教育協力

我が国は、アジア太平洋地域における教育協力を促進するために、ASEAN（東南アジア諸国連合）やAPEC（アジア太平洋経済協力会議）などの国際機関と協力している。特に、教育の質の向上と人材育成を推進し、持続可能な成長を実現することが目標である。

(10) 観光協力

我が国は、アジア太平洋地域における観光協力を促進するために、ASEAN（東南アジア諸国連合）やAPEC（アジア太平洋経済協力会議）などの国際機関と協力している。特に、観光産業の発展と観光客の増加を推進し、持続可能な成長を実現することが目標である。

(11) 労働協力

我が国は、アジア太平洋地域における労働協力を促進するために、ASEAN（東南アジア諸国連合）やAPEC（アジア太平洋経済協力会議）などの国際機関と協力している。特に、労働者の権利の保護と労働環境の改善を推進し、持続可能な成長を実現することが目標である。

(12) 社会福祉協力

我が国は、アジア太平洋地域における社会福祉協力を促進するために、ASEAN（東南アジア諸国連合）やAPEC（アジア太平洋経済協力会議）などの国際機関と協力している。特に、社会福祉の向上と高齢者のケアを推進し、持続可能な成長を実現することが目標である。